



私たちはお客様の“元気”をサポートします！

会社は創る時代から買う時代へ！？

● 日本の常識は世界の非常識？

例えば「飲食店を始めたい」と思った場合... 従来であれば、「会社を設立して、店舗の賃貸契約をして、内装工事をして、社員を募集・雇用して、食材の仕入ルートを決めて、開店準備をして、イザ開店！... そして初めて売上や利益が計画通り行くかどうか???」という手順が当たり前でした。

でも、もし、「飲食店を始めたい」と思った時に、「既に営業している店舗」の中から自分の目指している業態に近い店舗を手に入れることができれば、その当日から売上も利益もほぼ確定した状態で事業をスタートすることができます。また、自分の「やり方」で何をどう変えればどのくらい業績を伸ばせるかを、かなり正確に計画することができます。いかがですか？ゼロからスタートするよりもずっとリスクと時間と経費を節約できると思いませんか？でも、誰でも「そんな上手い話はめったにないよ」と感じます。それが日本の常識であり、世界の非常識なのです。

● スモールビジネスの売買市場

なぜ日本では「そんな上手い話はめったにないよ」と感じるのかといえば、それは、そういう会社や事業の売却に関する豊富で正確な情報が流通するマーケットが存在しないからです。もし良い話があったとしても、それは個別の情報網や個別の人間関係によってもたらされる物であるからなのです。

でも、もし、不動産の賃貸物件や売買物件のように全国どこかの不動産屋さんに行っても正確（面積や間取りや金額等について一律の基準で表示されている）な情報が瞬時に得られる全国统一システムがあったとしたらどうでしょうか？自分の作りたい店舗や始めたい事業で資金的に買収可能な店舗・会社の情報が、それも全国一律に信頼できる評価や資料が揃って、希望する地域で瞬時に探し出せるとしたら、まず、設立ではなく買収を検討する気になりますか？現実には、M&A先進国のアメリカでは、このような「スモール・ビジネスの売買情報」のインフラが確立されているということです。

● 日本でもスタートします

以上のような世界の状況を考えると、2012年問題（後継者不在による中小企業存亡元年）の真っ只中にある日本でも早急にスモールビジネスのM&A市場の導入・整備が必要だという認識が高まり、先月3日に「日本M&A協会」が設立され、私ども事務所も支部役員として参画することになりました。また、本格的にM&A市場の創設に協力するためにM&A専門会社として「株式会社横浜総合エクスペリエンス：代表取締役社長泉敬介」を設立し、年内を目処に全国NETでの「全国どこでも事業引継ぎサポートシステム」の運用をスタートさせたいと思います。このシステムの特徴は...

- ・ 年商1億円以下の小規模事業者を対象にします
- ・ 専門家のM&Aアドバイザーが仲介して適正・スムーズにすすめます
- ・ 譲渡代金の決済はエスクロー制度を利用して安全、確実にすすめます
- ・ M&A手数料は情報掲載料+成功報酬で百数十万円程度からと非常に低額です

当初は全国の税理士・公認会計士の仲間とスタートいたしました。来年度以降、全国の金融機関や各種専門家にメンバーを広げる予定となっており、金融機関の教育機関であります金融財政事情研究会との提携によりM&A専門資格の創設もスタートいたしました。是非、ご期待ください。

◆ 特定役員退職手当等の改正について

平成２４年度の税制改正において、勤続年数が５年以下の役員に対して平成２５年１月１日以降に支給する退職手当等についての所得税法上の取り扱いに改正が加わりました。そこで今回は従来の取り扱いにも触れつつ、改正点について具体例を交えながら説明させていただきたいと思います。

●改正の内容

① 改正前の取り扱い

退職所得の金額は、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額とされています。なお、退職所得控除額は、退職者が退職手当等の支払者の下において就職の目から退職の目まで引き続き勤務した期間である勤続年数を基に次の算式により計算します。

(退職所得控除額の計算式)

勤続年数が20年以下の場合：40万円 × 勤続年数

勤続年数が20年を超える場合：800万円 ＋ 70万円 × (勤続年数 － 20年)

② 改正後の取り扱い

役員としての勤続年数が5年以下である特定役員が支払を受ける退職手当等について、退職所得の金額は、退職所得控除額を控除した残額の2分の1とされていた措置が廃止され、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額となりました。なお、退職所得控除額の計算は特定役員の退職手当等についても従来と同様の方法ですが、同じ法人の中で一般の従業員から役員等に就任し、退職の際に従業員分と役員分とで退職金の支払いを受ける場合、つまり、勤続年数に特定役員としての勤務期間が含まれている場合の退職所得の計算については、次の様に区分して計算する必要があります。

$$\text{一般退職所得控除額} = \text{退職所得控除額} - \text{特定役員退職所得控除額}$$

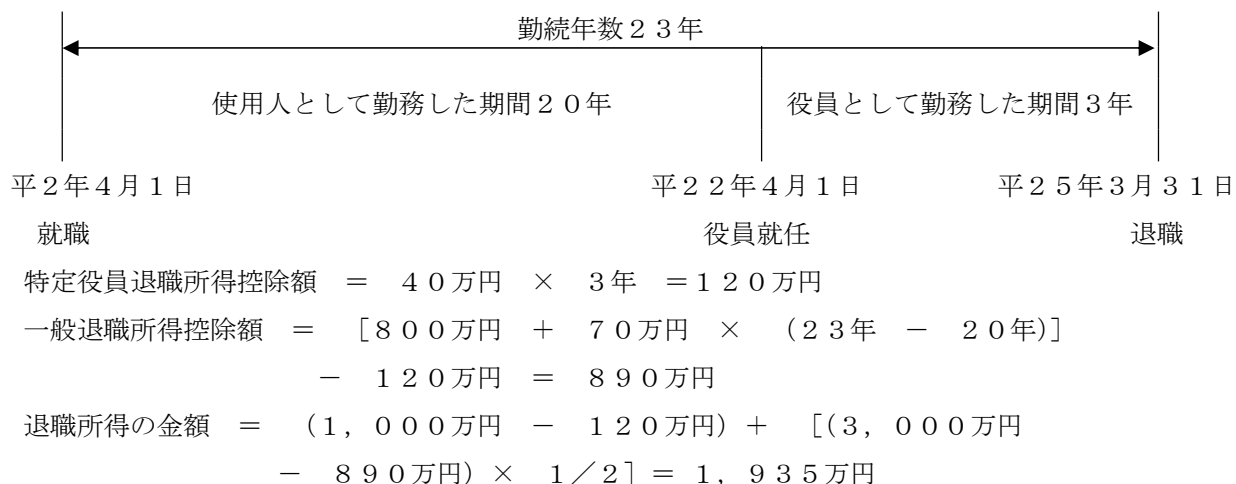
特定役員退職所得控除額 = 40万円 × 特定役員等勤続年数

$$\text{退職所得の金額} = (\text{特定役員退職手当等の収入金額} - \text{特定役員退職所得控除額})$$
$$+ \quad (\text{一般退職手当等の収入金額} - \text{一般退職所得控除額}) \times 1/2$$

注 使用人兼務役員など勤続年数の内に使用人としての期間と特定役員としての期間が重複している場合における上記特定役員退職所得控除額の計算には、別途計算方法が定められています。

●具体例

以下のケースにおいて、役員退職金として1千万円、使用人退職金として3千万円の支払いを受けた場合の平成25年分の退職所得の金額は、次のようになります。



その他詳細を確認したい方、ご不明な点がある方は担当者までお問い合わせ下さい。

★ TPPと経営

民主党が次の選挙公約として「T P P 参加」を掲げていますが、T P P に参加したらどんな影響があるのか？私たち経営者は何をすべきなのか？もう一度、身近な事例をもとにT P P を考え、私たち経営者の役割について考えてみたいと思います。

● TPPって何だ？

T P P とは「環太平洋経済連携協定」の略ですが、物品の貿易の関税について原則全品目即時又は段階的に撤廃し、サービス貿易、政府調達、知的財産、金融や人の移動も対象とする包括的な協定です。したがって、各分野でその影響は大きく異なり、それぞれの思惑が交差しているのが現状です。

例えば農林水産省はT P P の加入により、一定条件下では、日本の農業及び関連産業の国内総生産(G D P) は7兆9千億円程度減少し就業機会が340万人程度減少するという試算を発表しています。また逆に、経済産業省は、日本がT P P に不参加のままでは、一定要件下で、日本の自動車、電気電子、機械産業の3業種について、2020年に日本製品が米国・E U ・中国で市場シェアを失うことによる関連産業を含めた影響について、実質G D P 1. 53%(10. 5兆円)減少、雇用81. 2万人減少との試算を発表しています。

● 関税だけの問題じゃない！

また、T P P の交渉分野の中には、医師や弁護士、税理士などの国家資格・免許を相互に認めることも含まれています。例えば税理士制度を例にとると、税理士という資格が法制化されているのは日本の他は韓国やドイツ等だけで他の国では弁護士や公認会計士が税務サービスを担っており、さらにアメリカでは営利企業（民間企業）も税務サービスを提供することが認められています。実際に、国民全員が確定申告して還付を受けるアメリカでは、大手民間会社がチェーン展開して個人の確定申告を代行し、申告したその場で還付額を融資することによる金利で莫大な利益を上げています。つまり金融業者が申告を請け負っているのです。

したがって、もし各国の資格が相互承認された場合は税理士という制度そのものが大きく揺らいでくる可能性がある訳です。とくに税務サービスをするのに資格が不必要なアメリカの民間企業が、日本で税務サービスを提供するために、日本の税理士の独占業務を「貿易障壁」として撤廃を迫ってくる可能性が高まります。つまり、長期的な視点で考えると税理士の税務に関する独占権は消滅すると考えるのが常識的になりつつあります。私は、これは時間の問題だと感じています。そして、この税理士制度の例を一例として、皆様の周りにも同様な問題が多発すると思われる。

● 時代の変化に対応する！

私個人は、だからT P P に反対するとか、今回の選挙が云々という目の前のことではなく... 長期的な視点に立った場合には、すべての事柄は自然に自由化に向かって流れていくのが世の真理だと感じています。ですから、「時間の問題」なんだと思います。とすると、私たち経営者は目の前の短期的な動きに右往左往せずに、長期的、多面的、根本的な視点から社会の大きな変化に対応して、自社の生き残りをかけた長期戦略の策定に取り組まなければならないと思います。

私たち事務所も、来期スタートする第6期中期経営計画では、5年後の横浜総合事務所グループの売上に占める税務サービスの割合を現在の80%から50%に引き下げ、税務サービスの提供が全世界レベルで自由化され税理士の独占業務が撤廃されたとしても、十分に生き延びられるだけの実力と体力をつけることを目標に掲げたいと思います。それには中長期で一貫した「組織革新計画」が必要になります。

世界は日々変化しています。その変化の度合いは高度情報化に伴ってますます加速する傾向にあります。そんな経営環境の変化にどれだけ対応して組織を革新し続けられるか否かが私たち経営者に問われる真価なんだと思います。ピンチをチャンスにするために、全力で戦いましょう！！

★ 生前贈与活用のおススメ

前回の相続税調査に関連して、相続税と密接な関係にある贈与税についてお話します。生前贈与活用によるメリット、デメリットを参考に活用をご検討ください。

■ 生前贈与税活用のメリット・デメリット

生前贈与には暦年課税制度と相続時精算課税制度の2種類があります。暦年課税制度は毎年の贈与金額から110万円を控除した金額に対して超過累進税率（控除後の金額が大きくなるほど税率が高くなります。）が課税されます。メリットは、①相続財産を事前に移転することができ、相続税を軽減できること、②移転する際に相手を指定できるため、被相続人の意思を反映できること（親族間の争いの回避も可能）、③配偶者や子供に対して行う贈与で条件を満たす場合はさらに非課税制度が利用できることです。暦年課税制度を利用する上での最大のメリットは将来発生する相続税を節税又は回避することが出来ることです。デメリットとしては、①多額の贈与となる場合は相続税として支払うより高額な納税となる可能性があること、②多額の納税にならないように贈与金額を抑えなければならず、有効活用するには時間（年数）がかかるため長期的視野が必要となることです。

次に、相続時精算課税制度とは、65歳以上の親が20歳以上の子に対して贈与する場合のみ利用することができます。メリットは、①2,500万円の非課税枠があり、一度に多額の贈与をすることができ、②早期に財産の移転をすることが出来るため、事業承継に利用しやすい（株式移転など）。相続時精算課税制度の最大のメリットは多額の資産を一度に贈与することが出来ることです。デメリットは、①一度利用すると暦年課税制度を使った贈与ができない（2,500万円の非課税枠を使い切ると一律で20%の税率が課税されます。暦年課税の最低税率は10%）、②相続財産を減らす効果がない（相続時に相続人の財産として相続税を計算されてしまいます。）ことです。相続時精算課税制度を選択する際は十分にご検討いただく必要があります。

まとめますと、早期から暦年課税制度を利用することが出来れば効果的に、そして確実に相続税を減らすことが出来ます。相続時精算課税制度は相続税を軽減する効果は期待できませんが、多額の資産移転を早期に行うことができるため、資産の活用が見込めます。被相続人の状況を考慮してどちらの制度を活用するかご検討ください。

■ 今後の税制改正は相続税増税

相続税は明治時代に戦費調達为目的で創設されました。過去には最大で税率が90%であった時期もありましたが、その後は税制改正の度に引き下げが行われ現行法では最高税率は50%となっています。平成25年の税制改正がスタートしたばかりですが、既に相続税は増税を基本路線に議論が行われているようです。これは平成23年の税制改正での改正内容を継続するものです（当時は最終的に国会審議の結果、見送られました。）。相続税を増税することで贈与を利用しての財産移転を促し、消費拡大を狙う意図があります。

税制改正によって相続税の対象となる方が増えてしまいます。これを機会に生前贈与を活用しての相続対策をご検討されてみてはいかがでしょうか。



（株）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

生前贈与を行うことは、相続税の節税対策となるだけでなく受贈者（ご親族の方等）の人生設計にも大きく影響を与えます。

ご活用していただくためにも事前に私ども、（株）横浜総合フィナンシャルへご相談ください。

組織は「目的の持つ求心力」と、
「目標の持つ遠心力」のバランスで成り立つ

最近「組織は求心力と遠心力のバランスで強くなる」とつくづく思います。自立した社員や関連企業を育てると組織から飛び出そうとする遠心力が強まり、これを引き戻す求心力を育てることにより、組織は強さを手に入れるのです。自立させずに扱い易いように育てれば求心力も弱まり組織は弱体化し淘汰されていきます。真理ですね。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… (v o l . 5 5)

★ ある団体が主催する研修会のお手伝いをしました。今回が3回目なのですが、研修会の前日しかも午後に急遽会場を変更することになったという連絡が入りました。会場の手配を依頼した業者の手違いがあったようでした。参加者の殆どがその団体の会員とはいえ、約350人が集まります。私などはどうになってしまうのだろうと心配しましたが、責任者が落ち着いて的確に対処したため、当日は殆ど混乱もなく研修会は無事に終了しました。人の上に立つ人間はこうでなくてはいけないのだと、心の底から思いました。(KARINO)

★ 事務所が経営理念と同じ位大切にしているものに「社風を作る約束」というものがあり、1つに「変化至上主義」～明日は今日と違う自分になる～があります。という、全てを否定して作り変えるような印象になりますが、経営計画と向き合いながら、変わらない中心と変わる部分が必要だと気がつきました。変化に耐えるには自分の中にも変わらない中心が必要です。自分は何を目指しているのか、何を大切にしているのかを考えぬき、事務所の未来と重ね合わせて、来期計画を落とし込んでいきたいと思います。(YAMAMOTO)

★ 先月、お客様のご依頼で、銀行融資の交渉に同席させて頂きました。1社は中期計画を提示したところ、保証協会なしのプロパー融資をいただき、1社は資金繰り計画を提示したところ、保証協会付きの融資を検討していただいている状況です。もちろん各社の業績による面が多分にありますが、融資する銀行の立場から考えれば、中長期的な視点での事業計画が必要なのでしょう。経営の視点からも、中長期的な視点で事業を検討することは重要であり、経営者にとってはそれが最大の仕事だと、改めて感じます。(TOCHIKURA)

★ 色々ご心配をお掛けして申し訳ありません。11月6日、無事ヒムルン・ヒマール(7126m)から帰国いたしました。公募隊員6名のうち私を除く5名全員が既にマナスル(8163m)経験者で、うち一人はエベレストを含む七大陸最高峰登頂者という経験豊富なメンバーだったにも関わらず、二人が凍傷によりヘリで緊急帰国し、一人が途中で登頂を諦め、私を含む三人で10月27日に無酸素で日本人第三登に



成功いたしました。登頂日は朝4時にC3を出発して16時に山頂に立ち23時半にC3に戻る20時間近い連続行動となり隊員全員が「今までで一番大変だった」と言う厳しい登山となりましたが、私にとっても人生の記念碑となる素晴らしい山でした。今日現在、両手が軽い凍傷で痺れてボタンがハメられず、体重も6キロ落ち、筋肉まで酸素消費量に合わせて落ちてしまったのでとっても貧弱な身体になってしまいました(涙)

山登りは絶対に身体に悪いです！

(IZUMI)

横浜総合事務所グループ

税理士法人横浜総合事務所 * 株式会社横浜総合エンスペリエンス

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／有限会社FMIコンサルティング

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！

日時：平成24年12月18日(火)／10時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 52,500円 関与先割引 26,250円

昼食代込（お二人迄参加可）

★ “新・横総経営塾” 毎月開催、経営者セミナー ※※※会員募集中※※※

第23回「事業承継」～横浜総合事務所の場合～

講師：横浜総合事務所グループ 代表・CEO 泉 敬介

COO 山本 歩美

日時：平成24年12月19日(水)／16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：都度参加会費 3,000円

★ “組織活性化プログラム” 経営革新実践セミナー

組織をモチベーションが高く筋肉質の「強い組織」に変える3ヶ月プログラム！

主催：株式会社経営支援センター&株式会社横浜総合マネジメント

日時：日程調整中 ※別途ご案内をさせていただきます

場所：横浜・関内周辺セミナールーム

募集：参加費 750,000円（1社5名まで参加）

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人材経営センター、(株)日本M&Aセンター、(株)船井財産コンサルタンツ

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター

(株)パワーズプロジェクトマネジメント、NMC 税理士法人税務総合対策室、BDO 税理士法人

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0021 横浜市中区日本大通 17JPR横浜日本大通ビル 10F

横浜総合事務所グループ／TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります